検定料収益	−129,361		
附属病院収益	−24,901,364		
受託研究等収益	−1,261,995		
受託事業等収益	−191,689		
寄附金収益	−927,491		
資産見返運営費交付金等戻入	−348,884		
資産見返寄附金戻入	−259,472		
財務収益	−23,704		
雑益	−527,612		
臨時利益	−23,642	−33,598,513	
業務費用合計			16,944,834
Ⅱ　損益外減価償却相当額			2,020,316
Ⅲ　損益外減損損失相当額			14,850
Ⅳ　損益外利息費用相当額			−847
Ⅴ　損益外除売却差額相当額			141,570
Ⅵ　引当外賞与増加見積額			78,750
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額			−729,449
Ⅷ　機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	41,155		
政府出資の機会費用	415,251		456,407
Ⅸ　国立大学法人等業務実施コスト			18,926,432

注）1　国等の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法
土地については、地方公共団体の定める条例に規定された料金及び賃貸料金の近隣相場を参考に計算しております。
建物については、賃貸料金の近隣相場を参考に計算しております。
物品については、減価償却額を参考に計算しております。
2　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
新発10年国債の平成26年３月末利回りを参考に0.640％で計算しております。

注　　記

（重要な会計方針）

1．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準
原則として、期間進行基準を採用しております。
なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」並びに「平成24年度補正予算（第１号）の成立により交付された運営費交付金」については、文部科学省の指定に従い、事項毎に期間進行基準、業務達成基準又は費用進行基準を採用しております。また、一部の研究プロジェクト等については、業務達成基準を採用しております。

2．減価償却の会計処理方法
⑴　有形固定資産
定額法を採用しております。
耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	３～47年
構築物	３～60年
工具器具備品	２～20年
船舶	４～12年

なお、受託研究等収入により購入した償却資産については、主として当該受託研究等期間を耐用年数としております。
また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除却費用等（国立大学法人会計基準第89）の減価償却相当額については損益外減価償却累計額として、減損損失相当額については損益外減損損失累計額として、資本剰余金から控除して表示しております。
⑵　無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3．徴収不能引当金の計上基準
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
附属病院収入により雇用する一部の教員については、退職手当の支給に備えるため、当該事業年度末における自己都合要支給額に基づき計上しております。
また、上記以外の教職員の退職手当については、当該退職手当の支払年度における運営費交付金により支弁されるため、引当金は計上しておりません。
なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第86第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

5．賞与引当金及び見積額の計上基準
外部資金及び附属病院収入により雇用する教職員については、賞与の支給に備えるため、将来支給が見込まれるものについて支給見込額に基づき計上しております。
また、上記以外の教職員の賞与については、外部資金及び附属病院収入により雇用する教職員を除き、当該賞与の支払年度における運営費交付金により支弁するため、引当金は計上しておりません。
なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

6．ＰＣＢ処理引当金の計上基準
ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、処理費用の見積額を計上しております。

7．有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的債券　償却原価法（定額法）を採用しております。

8．たな卸資産の評価基準及び評価方法
⑴　評価基準
低価法を採用しております。
⑵　評価方法
主として移動平均法を採用しております。ただし、附属病院における医薬品及び診療材料については、当分の間、評価方法は最終仕入原価法により行うこととしております。